

日本学術振興会 特別研究員遵守事項および諸手続の手引  
令和8年度版（令和8年5月改定）における主な修正箇所の抜粋

項目	修正後	修正前
I-3.	<p>特別研究員の身分</p> <p>(1) 特別研究員は、その採用期間中、原則として特別研究員以外の身分を持つことができません。</p> <p>ただし、以下の①～⑥に掲げる例等については、例外として特別研究員以外の身分を持つことを認めています。</p> <p>① 特別研究員-DC が受入研究機関において大学院生の身分（国際共同学位等の教育連携体制に基づくジョイント・ディグリー、ダブル・ディグリー等における連携外国大学院の学籍を含む。）を持つこと。また、特別研究員-DC が「Ⅲ-1 2. 特別研究員-DC の海外大学院等正規課程在籍について」に該当する場合において、大学院生等の身分を持つこと</p> <p>② 研究課題遂行に必要であるため、研究施設を利用する等の理由で形式的な身分を持つこと</p> <p>③ 特別研究員-PD、RPD が受入研究機関において科学研究費助成事業（特別研究員奨励費）以外の科学研究費助成事業に研究代表者又は研究分担者として応募するための身分（応募資格）を持つこと</p> <p>④ 報酬を受給するために必要な身分を持つこと</p> <p>⑤ 特別研究員の研究課題に関連する事業内容で起業し、役員等となること</p> <p><u>⑥ 本人の責によらない公的事由のために必要な身分を持つこと</u></p> <p>（「Ⅶ よくある質問」問1-1 参照）</p>	<p>特別研究員の身分</p> <p>(1) 特別研究員は、その採用期間中、原則として特別研究員以外の身分を持つことができません。</p> <p>ただし、以下の①～⑤に掲げる例等については、例外として特別研究員以外の身分を持つことを認めています。</p> <p>① 特別研究員-DC が受入研究機関において大学院生の身分（国際共同学位等の教育連携体制に基づくジョイント・ディグリー、ダブル・ディグリー等における連携外国大学院の学籍を含む。）を持つこと。また、特別研究員-DC が「Ⅲ-1 2. 特別研究員-DC の海外大学院等正規課程在籍について」に該当する場合において、大学院生等の身分を持つこと</p> <p>② 研究課題遂行に必要であるため、研究施設を利用する等の理由で形式的な身分を持つこと</p> <p>③ 特別研究員-PD、RPD が受入研究機関において科学研究費助成事業（特別研究員奨励費）以外の科学研究費助成事業に研究代表者又は研究分担者として応募するための身分（応募資格）を持つこと</p> <p>④ 報酬を受給するために必要な身分を持つこと</p> <p>⑤ 特別研究員の研究課題に関連する事業内容で起業し、役員等となること</p> <p><u>(新規)</u></p> <p>（「Ⅶ よくある質問」問1-1 参照）</p>
I-4.	<p>特別研究員の義務</p> <p>(1) 研究専念義務</p> <p>特別研究員は、採用期間中、申請書記載の研究計画に基づき、研究に専念しなければなりません。このことは「特別研究員としての研究活動」以外の様々な活動を一律に制</p>	<p>特別研究員の義務</p> <p>(1) 研究専念義務</p> <p>特別研究員は、採用期間中、申請書記載の研究計画に基づき、研究に専念しなければなりません。このことは「特別研究員としての研究活動」以外の様々な活動を一律に制</p>

	<p>限するものではありません(※)が、「特別研究員としての研究活動」を自らの主たる活動とし、その遂行に支障が生じることがないように、採用期間中において自らの活動全体を適切に管理してください。（「Ⅶ よくある質問」 問1-2参照）</p> <p>なお、本義務は、出産・育児による採用中断、傷病・<u>介護等</u>による採用中断の扱いを受ける場合を除きます。</p> <p>また、研究課題、研究計画の変更は原則としてできません。ただし、研究計画については、研究の進展状況による変更の必要があれば、必ずしもこの限りではありません。</p> <p>※ 報酬受給を伴う労働等に従事する場合は、後述の「Ⅲ-1 6. 報酬の受給について」に記載の要件を満たす必要があります。</p>	<p>限するものではありません(※)が、「特別研究員としての研究活動」を自らの主たる活動とし、その遂行に支障が生じることがないように、採用期間中において自らの活動全体を適切に管理してください。（「Ⅶ よくある質問」 問1-2参照）</p> <p>なお、本義務は、出産・育児による採用中断、傷病による採用中断の扱いを受ける場合を除きます。</p> <p>また、研究課題、研究計画の変更は原則としてできません。ただし、研究計画については、研究の進展状況による変更の必要があれば、必ずしもこの限りではありません。</p> <p>※ 報酬受給を伴う労働等に従事する場合は、後述の「Ⅲ-1 7. 報酬の受給について」に記載の要件を満たす必要があります。</p>
I-1 0.	<p>資格の喪失による採用期間の終了</p> <p>I-2. 遵守事項(1)～(6)のいずれかに違反、又は次に掲げる①～⑦のいずれかに該当すると判断した場合には、特別研究員の資格を喪失し採用を終了するとともに資格喪失以後に支給した研究奨励金があれば返還を求めることがあります。</p> <p>① 出産・育児による採用中断又は傷病・<u>介護等</u>による採用中断の扱いを受ける場合を除き、研究を継続できないことが明らかとなるとき</p> <p>(後略)</p>	<p>資格の喪失による採用期間の終了</p> <p>I-2. 遵守事項(1)～(6)のいずれかに違反、又は次に掲げる①～⑦のいずれかに該当すると判断した場合には、特別研究員の資格を喪失し採用を終了するとともに資格喪失以後に支給した研究奨励金があれば返還を求めることがあります。</p> <p>① 出産・育児による採用中断又は傷病による採用中断の扱いを受ける場合を除き、研究を継続できないことが明らかとなるとき</p> <p>(後略)</p>
II-1.	<p>研究奨励金</p> <p>(5) その他</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・給与所得として課税の対象になります。</li> <li>・出産・育児による中断期間には支給されません。(研究再開準備支援期間を除く。)</li> <li>・傷病・<u>介護等</u>による中断期間には支給されません。</li> <li>・月の途中で採用終了(中途辞退及び資格の喪失を含む)した場合、当該月の研究奨励金は減額されます。</li> </ul>	<p>研究奨励金</p> <p>(5) その他</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・給与所得として課税の対象になります。</li> <li>・出産、育児による中断期間には支給されません。(研究再開準備支援期間を除く。)</li> <li>・傷病による中断期間には支給されません。</li> <li>・月の途中で採用終了(中途辞退及び資格の喪失を含む)した場合、当該月の研究奨励金は減額されます。</li> </ul>
III-1 3.	<p><u>採用の中断及びそれに伴う延長について</u></p> <p><u>特別研究員は、採用期間中、申請書記載の研究計画に基づき研究に専念することを義務付けられていますが、出産・育児、傷病、介護等の理由により研究に専念することが困難な場合においては、希望により、採用の中断及びそれに伴う延長が可能となります。</u></p>	<p><u>(新規)</u></p>

	<p>詳細は「<u>Ⅲ-1 3-1. 出産又は育児による採用の中断及びそれに伴う延長について</u>」、「<u>Ⅲ-1 3-2. 傷病による採用の中断及びそれに伴う延長について</u>」、「<u>Ⅲ-1 3-3. 介護による採用の中断及びそれに伴う延長について</u>」をそれぞれご参照ください。</p> <p><u>上記のほか、本人の責によらない公的事由により研究に専念することが困難な場合は、本会にご相談ください。</u></p>	
<p>Ⅲ-1 3-3.</p>	<p><u>介護による採用の中断及びそれに伴う延長について</u></p> <p><u>特別研究員は、採用期間中、申請書記載の研究計画に基づき研究に専念することを義務付けられていますが、介護により研究に専念することが困難な場合においては、採用の中断及びそれに伴う延長が、希望により可能となります。</u></p> <p><u>(1) 対象者</u></p> <p><u>・家族(※1)が育児・介護休業法に定める「要介護状態」(※2)であり、介護のために中断を希望する特別研究員</u></p> <p><u>※1 配偶者等、父母、子、祖父母、兄弟姉妹、孫、配偶者の父母を指し、同居の有無は問わない。</u></p> <p><u>※2 負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障害により、2週間以上の期間にわたり常時介護を必要とする状態のこと(障害児・者や医療的ケア児・者を介護・支援する場合を含む。ただし、乳幼児の通常の成育過程において日常生活上必要な便宜を供与する必要がある場合は含まない。)</u></p> <p><u>(2) 中断期間</u></p> <p><u>・中断期間の単位は1ヶ月とし、複数月を1度に願い出ること可とします。</u></p> <p><u>・中断期間の上限は対象家族1人につき、3ヶ月を上限とします。</u></p> <p><u>(3) 採用の延長</u></p> <p><u>延長を希望する場合は、採用の中断が承認された月数につき、採用終了日を繰り延べ、採用期間を延長します。</u></p>	<p><u>(新 規)</u></p>

(4) 研究奨励金の取扱い

中断期間中は、研究奨励金を支給しません。また、採用を再開する月から、研究奨励金を支給します。

(5) 特別研究員の義務の免除等

中断期間中は、特別研究員の研究専念義務を免除します。

ただし、研究報告書は当該年度の全ての期間において採用の中断をした場合を除き、翌年度の4月20日までに提出する必要があります。また、採用の中断中であっても特別研究員の資格は有し、研究専念義務の免除を除き遵守事項等は免除されるものではありません。(中断中の報酬受給については「Ⅶ よくある質問」問6-3 参照)

(6) 特別研究員-DC が休学した場合の取扱い

大学院博士課程を休学した場合、特別研究員の資格を喪失し採用期間が終了しますが、中断期間中に限り大学院博士課程を休学した場合でも、特別研究員の資格は維持され採用期間が継続されます。

(7) 科学研究費助成事業（特別研究員奨励費）の取扱い

令和8年度は、介護による特別研究員の採用の中断を取得する場合に伴う補助事業の中断、及び採用期間の延長に伴う補助事業期間の延長を行うことはできません。

(8) 手続

・採用中断を開始する場合の手続

【学振マイページ】から採用中断の事前連絡を行い、「採用中断願<様式4-1>」、及び医師の診断書又は家族が要介護状態にある事実を証明できる書類（ともに写し可）を添付のうえ、原則として採用中断の開始を希望する月の初めから1ヶ月前までに、受入研究機関を通じて提出してください。

	<p><u>・採用中断期間を変更する場合の手続</u></p> <p>既に承認された採用中断期間の変更を希望する場合は、【学振マイページ】から採用中断変更の事前連絡を行い、原則として変更を希望する月の初めから1ヶ月前までに「採用中断期間変更願&lt;様式4-2&gt;」を受入研究機関を通じて提出してください。</p> <p><u>・採用を再開する場合の手続</u></p> <p>既に承認されたとおり採用再開を希望する場合は、採用再開を希望する月の初めから1ヶ月前までにその旨を【学振マイページ】で連絡してください。また、受入研究者及び受入研究機関の事務局にも、各自で採用再開を連絡してください。特別研究員-DC については、採用継続資格確認のため、中断中であっても4月期の在学証明書の提出が必要になります。</p>	
Ⅲ-14.	<p>中途辞退について</p> <p>①～④に掲げる事項に該当する場合は、特別研究員の採用を辞退してください。</p> <p>①常勤職及びそれに準ずる職に就く場合</p> <p>②特別研究員として研究が遂行できない場合</p> <p>③特別研究員-DC が、「Ⅲ-7. 採用後の学位取得による資格の変更（DC から PD への資格変更）について」以外の事由により、大学院（受入研究機関）に在学しなくなる場合（満期退学、休学（出産・育児、傷病、<u>介護等</u>による採用中断を除く）、留学及び停学を含む。）</p> <p>④その他特別研究員を中途辞退する必要がある場合</p>	<p>中途辞退について</p> <p>①～④に掲げる事項に該当する場合は、特別研究員の採用を辞退してください。</p> <p>①常勤職及びそれに準ずる職に就く場合</p> <p>②特別研究員として研究が遂行できない場合</p> <p>③特別研究員-DC が、「Ⅲ-7. 採用後の学位取得による資格の変更（DC から PD への資格変更）について」以外の事由により、大学院（受入研究機関）に在学しなくなる場合（満期退学、休学（出産・育児、傷病による採用中断を除く）、留学及び停学を含む。）</p> <p>④その他特別研究員を中途辞退する必要がある場合</p>
Ⅲ-18.	<p>研究遂行経費の支出報告書&lt;様式5-5&gt;について</p> <p>（中略）</p> <p>出産・育児、傷病、<u>介護</u>、災害等、やむを得ない理由により提出期間内に提出ができない場合は、提出期間の延長が可能ですので、期限までに本会へ連絡してください。ただし、源泉徴収票が発行できるのは、本報告書に基づき、本会が研究遂行経費の金額を確認した後となりますので、ご注意ください。</p>	<p>研究遂行経費の支出報告書&lt;様式5-5&gt;について</p> <p>（中略）</p> <p>出産・育児、傷病、災害等、やむを得ない理由により提出期間内に提出ができない場合は、提出期間の延長が可能ですので、期限までに本会へ連絡してください。ただし、源泉徴収票が発行できるのは、本報告書に基づき、本会が研究遂行経費の金額を確認した後となりますので、ご注意ください。</p>
問1-1	<p>特別研究員以外の身分を得ることはできないのか。</p> <p>回答</p>	<p>問1-1 特別研究員以外の身分を得ることはできないのか。</p> <p>回答</p>

<p>原則として、特別研究員に採用中の間は、他の身分（例：報酬の有無にかかわらず、会社その他の団体の役員になることや、自ら営利企業を営むこと等）を持つことはできません。ただし、以下の①～⑥に掲げる例等については、例外として特別研究員以外の身分を持つことを認めています。</p> <p>① 特別研究員-DC が受入研究機関において大学院生の身分（国際共同学位等の教育連携体制に基づくジョイント・ディグリー、ダブル・ディグリー等における連携外国大学院の学籍を含む。）を持つこと。また、特別研究員-DC が「Ⅲ-1 2. 特別研究員-DC の海外大学院等正規課程在籍について」に該当する場合において、大学院生等の身分を持つこと</p> <p>② 研究課題遂行に必要であるため、研究施設を利用する等の理由で形式的な身分を持つこと</p> <p>③ 特別研究員-PD、RPD が受入研究機関において科学研究費助成事業（特別研究員奨励費）以外の科学研究費助成事業に研究代表者又は研究分担者として応募するための身分（応募資格）を持つこと</p> <p>④ 報酬を受給するために必要な身分を持つこと</p> <p>⑤ 特別研究員の研究課題に関連する事業内容で起業し、役員等となること</p> <p><u>⑥ 本人の責によらない公的事由のために必要な身分を持つこと</u></p> <p>なお、学生としての活動上の身分（部活動における部長等）や、法律上の身分（妻、夫、裁判員等）、サービスを受ける上での呼称としての身分（日本内科学会会員等）、生活に関わる身分（PTA 会長、町内会会長等）等は上記「特別研究員以外の身分」には含まれません。</p> <p>（「身分」という言葉の定義は余りにも広範囲に及ぶため、この外の全ての例示を列挙することは不可能ですが、上記に例示がない「身分」を持つに当たって判断に迷う場合には、お手数ですが、本会までお問い合わせください。）（I-3. 特別研究員の身分 参照）</p>	<p>原則として、特別研究員に採用中の間は、他の身分（例：報酬の有無にかかわらず、会社その他の団体の役員になることや、自ら営利企業を営むこと等）を持つことはできません。ただし、以下の①～⑤に掲げる例等については、例外として特別研究員以外の身分を持つことを認めています。</p> <p>① 特別研究員-DC が受入研究機関において大学院生の身分（国際共同学位等の教育連携体制に基づくジョイント・ディグリー、ダブル・ディグリー等における連携外国大学院の学籍を含む。）を持つこと。また、特別研究員-DC が「Ⅲ-1 2. 特別研究員-DC の海外大学院等正規課程在籍について」に該当する場合において、大学院生等の身分を持つこと</p> <p>② 研究課題遂行に必要であるため、研究施設を利用する等の理由で形式的な身分を持つこと</p> <p>③ 特別研究員-PD、RPD が受入研究機関において科学研究費助成事業（特別研究員奨励費）以外の科学研究費助成事業に研究代表者又は研究分担者として応募するための身分（応募資格）を持つこと</p> <p>④ 報酬を受給するために必要な身分を持つこと</p> <p>⑤ 特別研究員の研究課題に関連する事業内容で起業し、役員等となること</p> <p><u>(新 規)</u></p> <p>なお、学生としての活動上の身分（部活動における部長等）や、法律上の身分（妻、夫、裁判員等）、サービスを受ける上での呼称としての身分（日本内科学会会員等）、生活に関わる身分（PTA 会長、町内会会長等）等は上記「特別研究員以外の身分」には含まれません。</p> <p>（「身分」という言葉の定義は余りにも広範囲に及ぶため、この外の全ての例示を列挙することは不可能ですが、上記に例示がない「身分」を持つに当たって判断に迷う場合には、お手数ですが、本会までお問い合わせください。）（I-3. 特別研究員の身分 参照）</p>
<p>問1-9 研究遂行に必要不可欠であるため海外大学院の正規課程に在籍することを検討しているが、海外大学院の在籍期間は、受入研究機関の大学院博士課程を休学する必要がある。このような場合、特別研究員の身分を継続したまま海外大学院に在籍することは可能か。</p>	<p>問1-9 研究遂行に必要不可欠であるため海外大学院の正規課程に在籍することを検討しているが、海外大学院の在籍期間は、受入研究機関の大学院博士課程を休学する必要がある。このような場合、特別研究員の身分を継続したまま海外大学院に在籍することは可能か。</p>

<p>回答</p> <p>特別研究員-DC が受入研究機関の大学院博士課程を休学する場合（出産・育児、傷病、<u>介護等</u>による採用中断期間中を除く）は、特別研究員の採用を終了することとなっているため、不可です。（Ⅲ-1 2. 特別研究員-DC の海外大学院等正規課程在籍について 参照）（Ⅲ-1 4. 中途辞退について 参照）</p>	<p>回答</p> <p>特別研究員-DC が受入研究機関の大学院博士課程を休学する場合（出産・育児、傷病による採用中断期間中を除く）は、特別研究員の採用を終了することとなっているため、不可です。（Ⅲ-1 2. 特別研究員-DC の海外大学院等正規課程在籍について 参照）（Ⅲ-1 5. 中途辞退について 参照）</p>
<p><u>問 8-3 採用中の特別研究員-DC が、在籍する大学において長期履修制度を利用してもよいか。</u></p> <p><u>回答</u></p> <p><u>特別研究員-DC は、原則として長期履修制度を利用できません。特別研究員には研究専念義務がある一方で、長期履修制度の主な対象者は学修時間の確保に制約がある学生であると考えられます。学修時間の確保に制約がある中で特別研究員の研究専念義務を果たすことは難しいと考えられるため、長期履修制度は利用できないこととしています。</u></p> <p><u>ただし、長期履修制度を利用する理由が、特別研究員の研究専念義務に影響しないような場合（※）には、採用期間中の長期履修制度の利用が可能な場合がありますので、本会へお問い合わせください。</u></p> <p><u>※ 例えば以下の場合が挙げられます。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li><u>・身体の障がいや理由として学修に時間を要するが、研究には専念できる状況である場合。</u></li> <li><u>・学修時間の確保に制約があるが、その理由が出産・育児、傷病、介護による場合。（ただし、特別研究員の採用中断を取得しない場合に限る。）</u></li> </ul>	<p><u>(新 規)</u></p>